

令和5年度 みやこ町保育料（2号・3号保育認定）

各日初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満		3歳以上	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0	0	0	0
第2	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	0	0
第3	0円～48,600円未満	15,600	15,400	0	0
	0円～48,600円未満（ひとり親世帯等）	7,200	7,200	0	0
第4	48,600円～97,000円未満	24,000	23,600	0	0
	うち48,600円～77,101円未満（ひとり親世帯等）	7,200	7,200	0	0
第5	第1階層を除く市町村民税所得割額が右欄の区分に該当する世帯	97,000円～169,000円未満	35,600	35,100	0
第6	169,000円～301,000円未満	48,800	48,000	0	0
第7	301,000円～397,000円未満	64,000	63,000	0	0
第8	397,000円以上	64,000	63,000	0	0

(円)

◎多子世帯の保育料の軽減について

市町村民税所得割額	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの2人目	みやこ町保育料一覧表に定める額×1/2
0～57,699円	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの3人目	0円
市町村民税所得割額	小学校就学前の範囲の子どもの上から2人目	みやこ町保育料一覧表に定める額×1/2
57,700円～	小学校就学前の範囲の子どもの上から3人目	0円

※ただし、第2階層及び市町村民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯等は、年齢にかかわらず2人目以降の子どもの保育料は0円となります。

◎保育料について

- ① 年齢の区分は毎年4月1日を基準日とし、この日の満年齢によって年齢別に分けられます。
- ② 4月～8月は前年度の市町村民税額に基づく保育料、9月～3月は当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。
- ③ 階層区分の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

※保育料のお支払いについては口座振替をお願いしております。なお、認定こども園・地域型保育につきましては、施設等に直接納付となります。

振替予定日は下記の表をご確認ください。

◎令和5年度保育料口座振替日

4月	令和5年5月1日	10月	令和5年10月31日
5月	令和5年5月31日	11月	令和5年11月30日
6月	令和5年6月30日	12月	令和5年12月28日
7月	令和5年7月31日	1月	令和6年1月31日
8月	令和5年8月31日	2月	令和6年2月29日
9月	令和5年10月2日	3月	令和6年4月1日

令和5年度 みやこ町保育料（1号教育認定）

各日初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料月額
階層区分	定義	
第1	生活保護世帯	0
第2	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	0
	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0
第3	1円～77,100円以下	0
	1円～77,100円以下（ひとり親世帯等）	0
第4	77,101円～211,200円以下	0
第5	211,201円以上	0

(円)

◎多子世帯の保育料の軽減について

市町村民税所得割額	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの2人目	みやこ町保育料一覧表に定める額×1/2
0～77,100円	年齢にかかわらず、同一世帯の子どもの3人目	0円
市町村民税所得割額	小学校3年生までの範囲の子どもの上から2人目	みやこ町保育料一覧表に定める額×1/2
77,101円～	小学校3年生までの範囲の子どもの上から3人目	0円

※ただし、第2階層及び市町村民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯等は、年齢にかかわらず2人目以降の子どもの保育料は0円となります。

◎保育料について

- ① 1号教育認定を受けたお子さんに係る保育料は、認定こども園・幼稚園等に直接納付となります。
- ② 保育料とは別に施設設置者が定める費用をお支払していただく場合があります。（通園バス代、給食代、制服代など）
- ③ 4月～8月は前年度の市町村民税額に基づく保育料、9月～3月は当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。
- ④ 階層区分の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

お問い合わせ先…
〒824-0892
京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町役場 子育て・健康支援課 子ども未来係
TEL 0930-32-2725

